

渡辺だいすけ 奔走記



第5号

2020年8月
— 発行者 —
福井県議会議員
渡辺大輔

福井市新田塚1-70-31
TEL.0776-50-2083

県政報告

6月議会。医療体制の充実や経済や雇用の立て直し、福祉政策や教育、第1波の反省を受けて第2波に備えた準備。これまでに計489億円を投入し、少しでも県民の安心した暮らしが保証できるような施策を打ち出すことができました。

しかし、どんな施策を講じても解決しないのが、感染者に対する誹謗、中傷。その場では収まっても、なかなか無くすことができなかった学校の「いじめ」とよく似ています。これでは子どもたちに「いじめはいけない!」と、われわれ大人が言うことはできません。

見えない恐怖や、物理的、精神的ダメージからくるストレスが、感染者への誹謗、中傷へと繋がるのでしょうか? それをしたところで、日々の人々の日常が改善につながることは全くないのに……。感染者が1日でも早く回復に向かうよう、県民全体で応援する風土が根付く福井県となれば、これは全国、全世界に誇れると思います。「幸福度日本一」と呼ばれるにふさわしい福井県にしていきたいと思います。



議会答弁

活動報告

「学校の感染症対策について」

質問
1

学校の感染症対策を県内の感染状況に応じて2段階に分けたガイドラインに見直し、収束時には児童生徒、教職員が本務に集中できるよう、できるだけ通常に近い形での学校生活を送れるよう配慮を!

A

【教育長】

今後、県内で感染が拡大する事態に備える観点から、ガイドラインに示す「新しい生活様式」を各学校で実践していくことが必要であり、感染症の発生以前の通常の学校生活に直ちに直すことは困難。ただ、対策の一部緩和については、各市町と協議しながら対応していく。

イ 多くの児童生徒が手を触れる箇所については、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

- ・児童生徒が下校後、教職員が多くの児童生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)を1日1回以上 0.05%~0.5%次亜塩素酸ナトリウムを使用して、可能な範囲で清掃を行うことが望ましい。
- ・次亜塩素酸ナトリウムで拭いた後10分程度時間をおき、腐食を防止するため雑巾やペーパータオル等で水拭きを行う。消毒を行うときは、手袋を着用し十分に換気すること。
- ・次亜塩素酸ナトリウムは、アルコールより殺菌効果は高いが、使用時は、十分な換気、直接手に触れない、目に入らないようにする、他の洗剤と混ぜないなど注意が必要であることから児童生徒には基本的に使用させない。

キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の希釈について

- ・キレーネ(次亜塩素酸ナトリウム)の原液濃度は、10%(10万ppm)
- ・希釈液の濃度は、塩素濃度 0.05%~0.5%、
<塩素濃度 0.05%の場合>
希釈倍率は 200 倍
例えば:2ℓペットボトルの水なら原液 10 mlを入れる

▲「除菌に関するガイドライン」(5月26日改訂版)

質問
2

教員による除菌作業には、より手間が省けるアルコール消毒液の使用を求める。



▲アルコール消毒液

A

【教育長】

アルコール消毒液は学校の在庫も限られており、錆びる部分の消毒に限るなど用途を工夫して節約しながら使用している。アルコール消毒液は現在も納期に1か月以上かかるので、替わりになる家庭用洗剤等も含め、消毒剤の確保に努める。

「学校部活動大会」

質問
1

中学校の運動部活動における地区ごとの大会等の開催に向け、現時点での進捗状況と、県としてどのような支援を行うのか？ 文化部の最後の舞台も望む。

A

【教育長】

中学校の運動部活動の代替大会については、県や地区の中体連と各市町教育委員会で検討中。地区や市町ごとのスポーツ交流会や、各学校長間の判断による交流試合等の方向で実施予定。陸上と水泳については競技団体が県大会を計画している。県としては3密を避けるためのバス代や消毒液等の費用の支援を行う。文化部についても文化祭など各学校で検討中。

「修学旅行」

質問
1

修学旅行の実施見合わせ判断を学校だけに任せるのではなく、明確な基準を示すよう国に要望する。
また、キャンセル料についてどのように対応するのか？



▲6月定例会 一般質問(6月25日)

A

【知事】

全国一律は対応に難しいので、教育委員会もできるだけ明確な基準を持ちながら、学校と相談できる体制を作っていく。キャンセル料については、県の方でしっかり予算措置をして家庭の負担がかからないようにしたい。ただ、できるだけキャンセルしないよう、現地が無理であれば是非県内に行くことも推奨したい。

質問
2

感染症対策のため、修学旅行のバスの台数を増やした場合、県の支援は？

A

【教育長】

県立高校の修学旅行や遠足の際に県内バス事業者を利用する場合には、行き先の県内外を問わず、バス内の密を避ける感染症対策として1クラス当たり1台バスを増やすことができる予算を確保している。

「スマホの学校持ち込み」

質問
1

文科省は一部条件付きで、中学校へのスマホの持ち込みを認めるとしたが、生徒や学校への影響を考えると、県として慎重な対応を求めたい。
県内中学生のスマホの所有率は？
学校内の条件付き持ち込みについての教育長の所見は？

A

【教育長】

令和元年度の中学生のスマホの所有率は56.9%。県では平成21年2月に市町に対し、中学校への持ち込みは原則禁止だが、居場所確認等や通話機能に限定した携帯電話の持ち込みを認める内容を通知している。今回の国の方針と実質的な差異はないと考え、これまでの県の方針を継続していく。

「県内バス事業者への支援策」

質問
1

県民の足となる路線バスは、乗客がゼロでも動かさざるを得ない。路線バスの補助支給要件について、国は輸送量だけでなく、乗車密度についても要件を緩和するのか？



A

【地域戦略部長】

路線バスの運行経費への支援について、輸送量1日15人以上という要件は、下回っても対象とするとしているが、平均乗車密度5人未満となれば補助金を割り落とすという取り扱いは変わっていない。経営支援策としては不十分であるので、引き続き国に支援を働きかけていきたい。

質問
2

県の「ふくい de おでかけ」キャンペーンや GoTo キャンペーン、今秋の修学旅行で観光バス需要増が期待できる。県内観光バス事業者の抗菌対策における支援は？

A

【交流文化部長】

県では観光バス需要喚起のため、また県立学校の遠足、部活動全国大会の代替大会に利用するバスの増便運行などへの支援として1億7千万の予算を計上している。

「労働・雇用問題」

質問
1

県内事業者への支援策が多すぎて、どれが受給対象となるのか分からない。どの支援策が対象となるのかをトータルでアドバイスできる窓口を県独自に設けて欲しい。

A

【知事・産業労働部長】

6月補正で社労士の手数料を県費で賄う。ここを相談窓口にし、支援策についてトータルで中身の確認もするようにする。アルバイトなど一般の方には連絡先を一元的にし、具体的にアドバイスできるような体制を早急に作っていきたい。

「長期ビジョン」

質問
1

1年毎の施策や5年間の実行プランにある18の政策のそれぞれが、20年後の将来イメージのどの姿を目指すためのものか、県民にもわかりやすく示すべき。

A

【地域戦略部長】

実行プランに掲げる18の政策が、20年後のどの将来イメージの実現に資するのか、今後分かりやすい表記になるよう、表記の仕方を工夫する。



歴史と自然が調和したにぎわいエリア

▲福井県長期ビジョン「20年後の将来イメージ図」からの一部抜粋

※6月議会の私の一般質問の様子は、You Tubeでもご覧いただけます。
「福井県議会」→「議会生中継、録画」→下段「令和2年6月定例会」是非どうぞ！

フリー・トーク

新型コロナウイルス感染症は、私たちに実に様々な、そしてこれまで経験したことがないような影響やダメージをもたらしました。それは私たち人間に対し、何らかの警告を与えているようにも思えます。私たち人間が自然界の一員であるように、ウイルスもまた自然界の一員です。

医師として25年間、エイズなど感染症が流行する世界各地の最前線で活動されてきた、そしてまた感染症と人類の関わりについても研究されてきた、感染症研究の第一人者である長崎大学の山本太郎教授は、次のように語っています。



「生態系への人間の無秩序な進出、地球温暖化による熱帯雨林の縮小、それによる野生動物の生息域の縮小によって、人と野生動物の距離が縮まってきた。そのことで野生動物が本来持っていたウイルスが人に感染するようになってきた。・・・発展を至上とした価値観は、変わる時期に来ている気がします。必ずしも発展ということではなく、環境の中において我々が変わりながら常にそこに適応する。持続可能な開発がおそらく必要なのだらうと思います。」

ウイルスや、多発する自然災害。私たちが今すべきことは、こうした自然の猛威に対し完全撲滅のための努力ではなく、人的被害を最小化しつつ、自然(ウイルスや自然災害)のメッセージに耳を傾け、共生していくことへの努力だと思います。この視点を忘れずに議会に取り組みます！



こんなことにも
取り組んできました!

公共交通への支援を
中村副知事に要望
(5.29)



小学校の朝登校の調査(6.1)



子ども用マスク(低学年用)の
寄付を受ける(5.29)



京福バスへの聞き取り、調査(6.8)



タイムリーふくいに生出演(5.31)



市町議員とのZoom会議(5.22)

お困り、お悩みなどありましたら是非ご相談を!

渡辺大輔事務所

〒910-0067 福井市新田塚1-70-31

TEL.0776-50-2083 FAX.0776-50-2086

E-mail d-wat571@outlook.jp

<http://watanabe-daisuke.info/>



Facebook用



オフィシャルサイト